

3. 事業評価の適正な実施について

(1) 導入の経緯等

公共事業は我が国の経済発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。一方、近年の財政逼迫や少子高齢化、その他社会経済情勢の変化が急速に進展する中で、公共事業については、効率的な実施及びその透明性を一層確保することが重要な課題となり、平成 6 年に「公共工事の入札・契約手続きの改善に関する行動指針」、平成 9 年に「公共工事コストの縮減対策に関する行動指針」が閣議決定されるとともに、同年 12 月に内閣総理大臣から公共事業関係省庁の大臣に対して、公共事業の効率的な執行及び透明性の確保のため、事業採択後一定期間が経過した後も未着工又は継続中の事業を対象とする再評価システムの導入及び新規の事業採択段階における費用対効果分析の活用について指示がなされた。さらに平成 14 年には、公共事業だけでなく、一般政策や個々の研究開発などを対象として、各府省が、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことを定めた「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）が施行された。

これらを踏まえ、水道施設整備事業においては、平成 11 年 3 月「環境衛生施設整備事業の再評価の実施について」により再評価を実施するとともに、平成 16 年 7 月に事前評価を加え「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、細目）として改めて定めることにより、効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために事前評価及び再評価を実施することとしている（いずれも平成 21 年 4 月 21 日、平成 23 年 7 月 7 日に一部改正）。また、平成 23 年 7 月に、これらの要領、細目を解説・補完し、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切に、より容易に事業評価を行い、その結果を取りまとめられるよう「水道施設整備評価実施要領等 解説と運用」を取りまとめた。

(2) 対象事業

要領、細目に基づき評価を実施する事業は、政策評価法を踏まえ、簡易水道等施設整備費国庫補助金の交付を受けて実施する事業、水道水源開発等施設整備費国庫補助金の交付を受けて実施する事業及び独立行政法人水資源機構が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とした。ただし、災害復旧に係るものは、その性質が事業評価に馴染まないと考えられることから、除くこととした。

なお、ここでの簡易水道等施設整備費補助金には沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金、水道水源開発等施設整備費補助金には沖縄水道水源開発等施設整備費補助金が含まれる。

(3) 評価の時期

a) 事前評価

国庫補助事業の適正な採択に資するよう、その採択前の段階において実施することとした。また、対象とする事業については、政策評価法を踏まえ、事業費 10

億円以上のものとした。

ｂ）再評価

翌年度に国庫補助金の交付を受けるかどうかにかかわらず、原則として事業採択後 5 年を経過して未着手の事業及び 10 年を経過して継続中の事業を対象とし、10 年経過以降は原則 5 年経過ごとに実施するものとした。

ただし、平成 21 年 4 月 21 日改訂より、水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）については、地元や環境に与える影響が大きい場合があり、事業の継続が妥当かどうかを施設の本体工事又は本体工事のための工事用道路工事などの本体関連工事（以下、本体工事等）の着手前に確認することが重要であることから、本体工事等の着手前の適切な時期に再評価を実施することとした。一方、本体工事等の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要性が生じない限り、10 年間評価を要しないものとした。なお、これに該当して評価を実施する場合は、本体工事等の着手前の適切な時期または着手後であることを、着手予定の時期または着手の時期を示すことにより明らかにすることとする。

（４）費用対効果分析

評価項目の一つとなっている費用対効果分析については、平成 11 年 11 月に日本水道協会において「水道事業の費用対効果分析マニュアル」が作成され、代表的な効果の抽出と便益算定にあたっての考え方が提示され、その後も随時改訂がなされた。

平成 19 年 7 月には、厚生労働省健康局水道課において、これまでの知見の集積を踏まえ、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）」との整合を図るとともに、年次算定法を新たに導入するなどの改訂を行った。

また、このマニュアルの策定から約 3 年が経過し、事業評価の事例や知見が蓄積されてきたことや、総務省や行政刷新会議「事業仕分け」などからの意見等（資料 3－1）を踏まえ、平成 23 年 7 月に構成等の見直しや費用対効果分析の手法の一部改訂などを行った（資料 3－2）。

（５）地域自主戦略交付金

地域の自由裁量を拡大するため、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）等に基づき、水道施設整備費補助を含む各府省所管の都道府県向けの投資に係る補助金等の一部を内閣府予算として一括計上することとし、平成 23 年度に地域自主戦略交付金が創設された。

この地域自主戦略交付金に係る事業等の評価については、要領、細目の対象とはなっており、「地域自主戦略交付金制度要綱 第 11 事業等の評価」に基づき実施することになる。

(参考 1)

地域自主戦略交付金制度要綱 抄

第 1 1 事業等の評価

1 地方公共団体の事業等の評価

- 1) 地方公共団体は、交付金の目的に鑑み、その執行に際し、成果目標及びその達成予定年度を事業実施計画の提出後速やかに、別紙様式により設定する。この際、地域の実情を踏まえるとともに、あらかじめ内閣総理大臣から提示される「地方公共団体において評価等が必要と考えられる項目」を参照し、自主的に成果目標を設定することとする。
- 2) 地方公共団体は、1) の規定により成果目標を設定した場合は、設定した成果目標の達成予定年度以後、速やかに当該成果目標の達成状況について評価を行う。なお、長期にわたる事業等では、当該成果目標の達成状況についておおむね 3 年程度の適当な期間ごとに中間評価を行うよう努めるものとする。
- 3) 地方公共団体は、1) 又は 2) の規定により、成果目標及びその達成予定年度の設定並びに成果目標の達成状況についての評価を行った場合には、これを公表するとともに、内閣総理大臣に提出する。
- 4) 地方公共団体は、成果目標及びその達成予定年度の変更を行った場合は、これを公表するとともに、内閣総理大臣に提出する。
- 5) 内閣総理大臣は、地方公共団体から受理した成果目標及び地方公共団体による評価結果を交付担当大臣等に回付する。

(参考 2)

水道施設整備事業に係る要領、細目、解説と運用、費用対効果分析マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/o7.html>

地域自主戦略交付金

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/jishukofukin/jishukofukin.html>

水道事業の事業評価に関する最近の動き

総務省『政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)』

<平成20年度：http://www.soumu.go.jp/main_content/000026608.pdf>

- ・過去30年間の実績値を用いた時系列傾向分析により一人一日当たりの使用水量の推計を行い、相関係数が最も高く、将来の原単位の増加割合が最も小さい推計式による推計結果を採用しているとのことであるが、直近10年間の実績値はほぼ横ばいであり、増加幅が大きく減少している近年の実績値の動向を踏まえて推計を行うべき
- ・直近の実績値や水使用実態を勘案した適切な水需要予測がなされるよう、引き続き必要な確認を行うことに留意する

<平成21年度：http://www.soumu.go.jp/main_content/000060815.pdf>

- ・今回の再評価について、便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべき
- ・今回の便益算定方法は回避支出法によるとしているが、マニュアルにおける回避支出法の記述から読み取ることは困難
- ・「水道事業の費用対効果分析マニュアル」における節水率の算定式は、資料集と算定事例とで記載されている式が異なる

総務省『公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告』

<平成20年8月8日 勧告

：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080807_2_3.pdf>

公共事業を所管する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に対して、次の点を踏まえ公共事業の需要予測等の精度の向上に取り組むよう勧告

需要予測等の実施に当たっては、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するほか、

- ・需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程を明確にし、かつ利用可能な最新の数値等を使用すること。
- ・時期を失せず需要予測等の見直しを実施されるよう、見直し時期を設定すること。
- ・需要予測値と実績値がかい離している場合には、原因分析を行い、その結果を事業に反映させること。
- ・需要予測等の実施方法等に関する情報を国民に分かりやすい形で公開すること。など

総務省『政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン』

<平成22年5月28日 公表

：http://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf>

「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえて、評価書の作成等について標準的な指針を示す

行政刷新会議『事業仕分け』

<平成21年11月12日 会場での議論

: <http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov12gijigaiyo/1-14.pdf>>

農業用水、工業用水の転用、地下水、漏水対策等も考慮した評価を行うべき。これらについて、費用対効果分析マニュアルに反映させ、ダム事業を抑制すべき。

会計検査院『平成21年度決算検査報告』

<平成22年11月5日 国土交通省（ダム建設事業）に対して意見を表示

: http://www.jbaudit.go.jp/report/all/pdf/fy21_05_17_18.pdf>

評価時点より前に計上されるダム建設費等について、社会的割引率を用いて現在価値化することを明確にすること

その他

5%給水制限率など、低い給水制限率においては、自主節水等により実際は減・断水被害は発生しておらず、今のマニュアルは過大に便益を算定していないか

国土交通省『公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針』

<平成20年6月30日 改正

: http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/130206_.html>

CO₂削減効果を貨幣換算するための原単位および支払い意思額を基にした人命価値（精神的損失）の評価方法を示す

<平成21年6月30日 改正

: <http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090601/0906012.html>>

公共事業評価における需要予測等に関して情報開示する具体的内容を示す

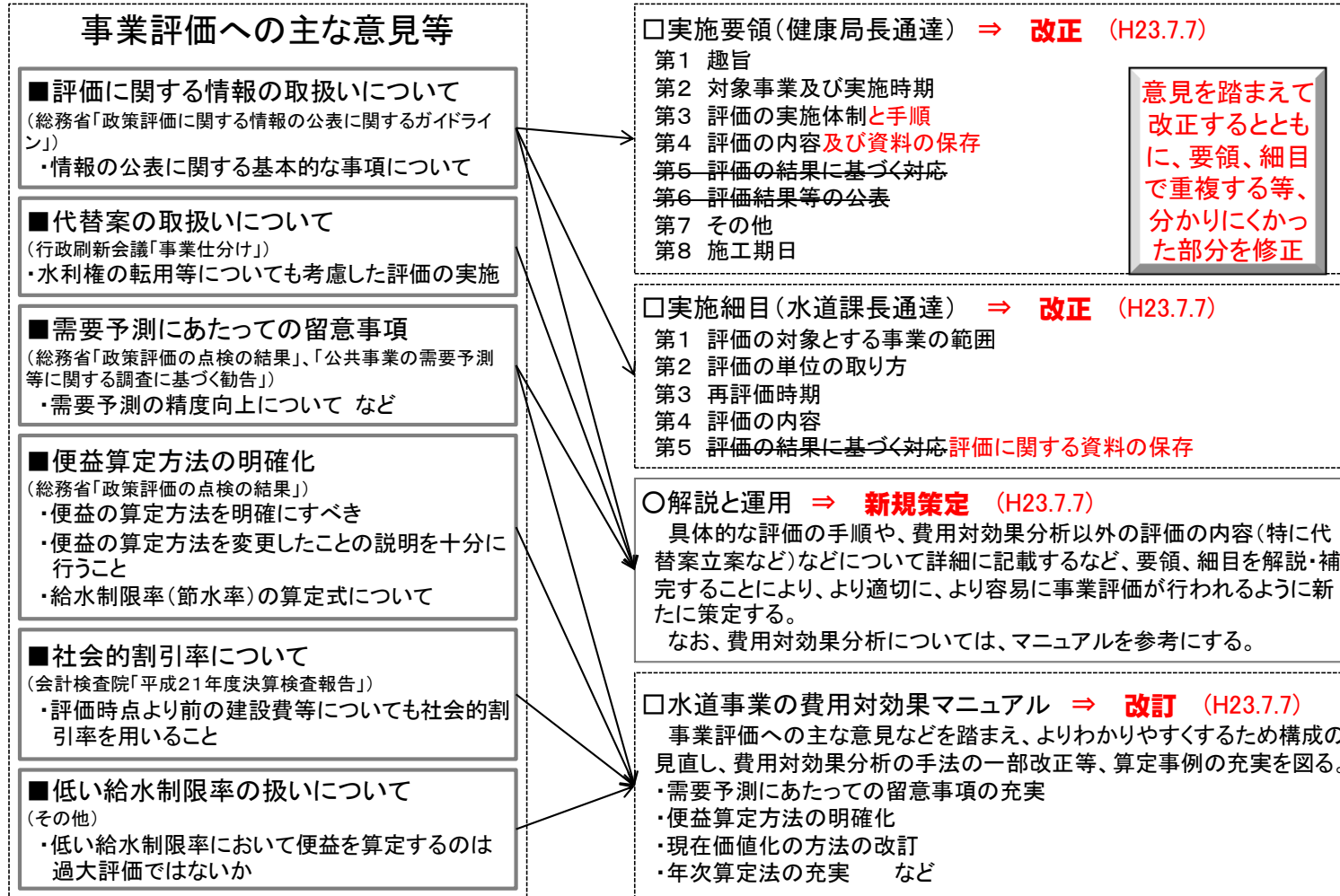
国土交通省『今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ』

<平成22年9月27日 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

: http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html>

- ・今後、この「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ、必要な安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案等が見出されることを強く求めるもの
- ・利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量、代替案等について点検・確認を行うよう要請するとともに、検討主体においてその妥当性について確認するとともに、代替案についても検討
- ・検討主体においては、治水と利水等をあわせて総合的な評価を実施

水道事業の事業評価への主な意見とそれへの対応方法



水道施設整備事業の評価について ～経緯と法的位置づけ～

事業評価制度 導入の経緯

■公共工事の入札・契約手続きの改善に関する行動指針(平成6年1月閣議決定)

■公共工事コストの縮減対策に関する行動指針(平成9年閣議決定)

■公共工事における費用対効果分析の活用(平成9年12月総理大臣指示)

公共事業の効率的な執行および透明性の確保のため、事業採択後一定期間が経過した後も未着工または継続中の事業を対象とする再評価システムの導入及び新規の事業採択段階における費用対効果分析の活用について、総理大臣から公共事業関係省庁の大臣に対して指示

○環境衛生施設整備事業の再評価の実施について(平成11年3月、平成16年7月廃止)

○水道施設整備事業の評価の実施について(平成16年7月、平成21年4月一部改正、平成23年7月一部改正)

水道施設整備事業の評価実施要領、水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目、独立行政法人水資源機構事業評価実施細目

事業評価の法的な位置づけ(政策評価法)

○水道施設整備に係る国庫補助事等は法定義務

行政機関が行う政策の評価に関する法律

第七条 (事後評価の実施計画) <再評価>

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間(政令第2条で5年)を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。 <5年未着工>

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間(政令第2条で5年)を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。 <10年継続中>

第九条 (事前評価の実施) <事前評価>

行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目指す政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

第三条 (法第九条の政令で定める政策)

四 個々の公共的な建設の事業であって十億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策 <事業費10億円以上の補助事業については事前評価の対象>

水道施設整備事業の評価について ～対象事業、実施時期～

目 的

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資する。

対象事業

○簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業

○水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業

○水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る)

※地域自主戦略交付金は対象としてない

事業評価の時期

事前評価

事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施

再評価

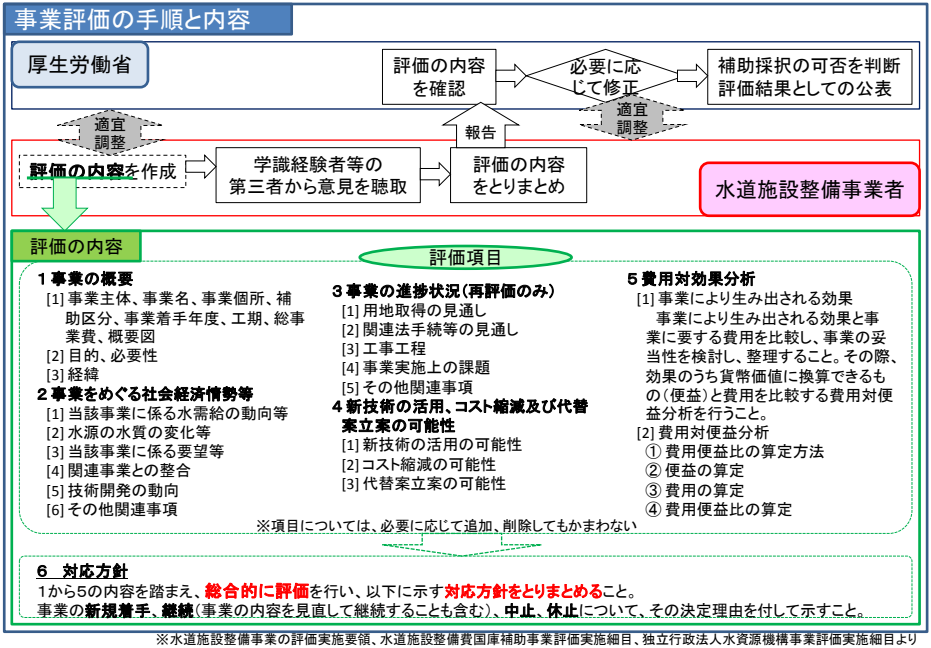
事業採択後5年を経過して未着工<①>、10年を経過して継続中<②>、10年経過以降は原則5年経過して継続中<③>の事業を対象に実施

なお、水道水源開発のための施設(海水淡化化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入)<④>

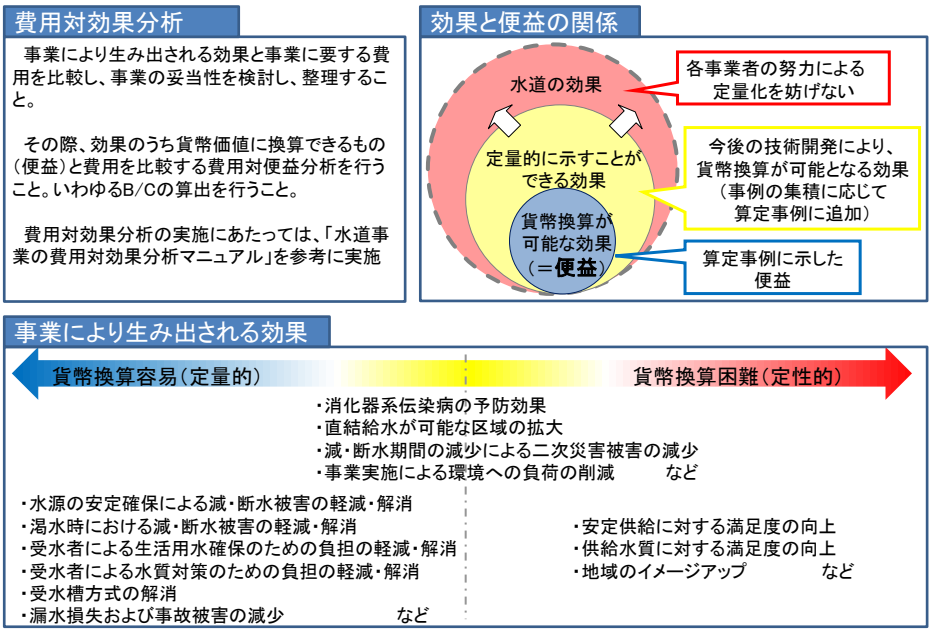
また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施

※水道施設整備事業の評価実施要領、水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目、独立行政法人水資源機構事業評価実施細目より

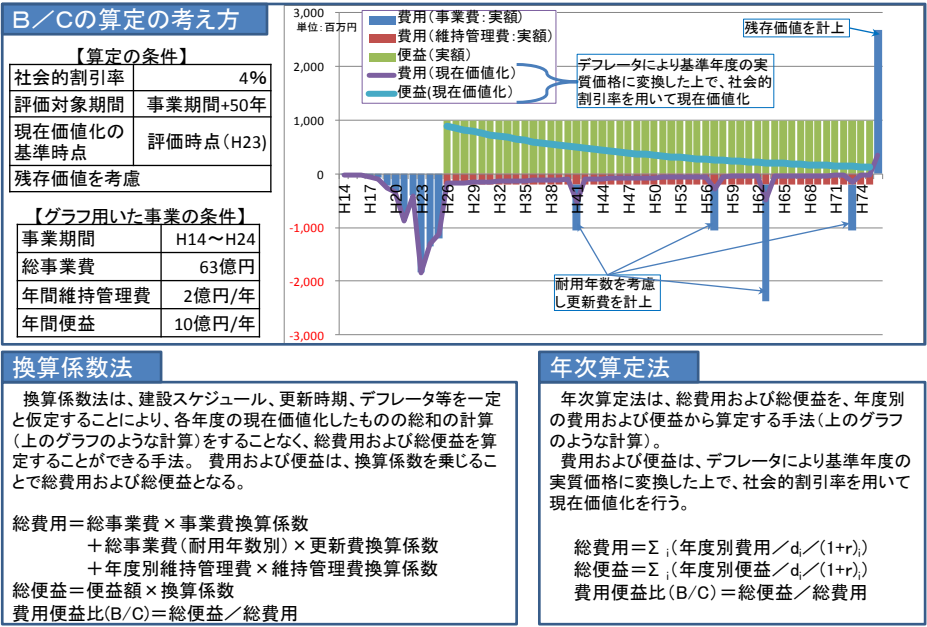
水道施設整備事業の評価について ～手順と内容～



水道施設整備事業の評価について ～費用対効果分析①～



水道施設整備事業の評価について ～費用対効果分析②～



要領、細目等の改正(平成23年7月)について

